

島根労働局 雇用環境・均等室 からのお知らせ

I パートタイム・有期雇用労働法について

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)では、正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の間の**不合理な待遇差の解消**(いわゆる「**同一労働同一賃金**」)が求められます。

- 1 企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、**不合理な差**を設けることを**禁止**。
- 2 事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて**説明を求められた場合は、説明**をしなければなりません。

*自社の状況が法の内容に沿ったものか、社内の制度の点検を行ってください。 [詳細については](#) [同一労働同一賃金特集ページ](#) [検索](#)



II 育児・介護休業法について (令和3年6月改正内容)

- 1 有期雇用労働者の取得要件「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上」を**廃止**。
- 2 事業主に、本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出をした労働者に対して、育児休業制度等の個別周知及び休業取得の意向確認を**義務付け**。
- 3 子が1歳に達するまでに**分割して原則2回**まで育児休業の取得が可能。
- 4 子の出生後8週間以内に4週間まで出生時育児休業(通称:**産後パパ育休**)の取得が可能。
- 5 常時雇用労働者1,000人超の事業主に、育休取得状況公表を**義務付け**。

※**令和7年4月1日からは、令和6年5月24日に成立した改正育児・介護休業法が改正施行されます。**

[詳細については](#) [育児・介護休業法について](#) [検索](#)



III フリーランス新法が成立しました

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ① **フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化**
- ② **フリーランスの方の就業環境の整備**

を図ることを目的に「**フリーランス・事業者間取引適正化等法**」が令和5年5月12日に公布されました。

※**令和6年11月1日施行です。**

[詳細については](#) [フリーランス新法](#) [検索](#)



IV 事業主の職場のハラスメント防止対策義務

職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等ハラスメントについて、事業主の防止対策(ハラスメント防止の事業主方針の**明確化**・相談窓口設置などの**周知**・**啓発**、事案への**迅速**・**適切な対応**など)を講じることが義務付けられています。

※防止対策を行う際、就職活動中の学生などが受けるパワハラ・セクハラ、カスタマーハラスメントに関しても取組をお願いします。

[詳細については](#) [職場におけるハラスメント防止のために](#) [検索](#)



V 女性活躍推進法、女性の活躍に関する情報公表について

- 1 一般事業主行動計画策定・届出義務及び情報公表の義務の対象が労働者数**101人以上の事業主**に義務付けられています。
- 2 事業主は、行動計画の情報公表について、企業規模に応じて必要な項目数を**年1回以上公表**する必要があります。そのうち「**男女の賃金差異**」については、自社の事業年度終了後**おおむね3か月以内の公表**となっています。
- 3 女性活躍の取組が優良な企業を「**えるぼし企業**」として認定しています。認定企業は、**公共調達**の**加点評価**や日本政策金融公庫による**低金利融資**を受けることができます。

[詳細については](#) [女性活躍推進法特集ページ](#) [検索](#)



VI くるみん認定を目指しませんか？ トライくるみん認定、プラス認定

- 1 次世代育成支援対策推進法により**常時 101人以上**の従業員を雇用する企業においては、従業員の仕事と子育ての両立のための**一般事業主行動計画**を**策定・届出等**を行わなければなりません。
(100人以下の企業においては努力義務)
- 2 一定の基準を満たした企業については、「**子育てサポート企業**」として認定する制度（くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定）があります。また、不妊治療と仕事の両立に取り組む場合は、「**プラス認定**」があります。認定企業は**公共調達の加点評価**や300人以下の企業は「**くるみん助成金**」が受けられます。



詳細については [🔍 両立支援のひろば](#) [検索](#)



VII 妊婦・産婦に係る母性健康管理の措置について御留意ください

事業主は、妊娠中・出産後の女性労働者が保健指導・健康診査を受けるために必要な時間を確保し、医師等による指導事項を守ることができるように**必要な措置**を講じなければなりません。



※妊産婦から「**母性健康管理指導事項連絡カード**」が提出された場合は、指導された措置を講じてください。

詳細については [🔍 母性健康管理](#) [検索](#)



VIII 不妊治療と仕事の両立がしやすい職場づくりをご検討ください

不妊治療と仕事との**両立の理解**を深めていただくため、厚生労働省では、次のような支援を行っています。

<関連助成金>

- ◎両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）
- ◎働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

詳細については [🔍 不妊治療と仕事との両立支援](#) [検索](#)



IX 無期転換ルールについて 労働条件明示のルールの変更について

同一の使用者との間で**有期労働契約**が**反復更新**されて**通算5年**を超えたときに、労働者の申し込みによって使用者が無期労働契約に転換しなければならない**無期転換ルール**が施行されています。なお、専門的知識等を持つ有期雇用労働者や定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者については、都道府県労働局長の認定を受けた場合、無期転換ルールを適用しない特例があります。**令和6年4月**から労働条件明示のルールが変わり、「**就業場所・業務の変更の範囲**」「**契約更新の上限の有無と内容**」「**無期転換申込機会**」「**無期転換後の労働条件**」について**明示事項**が追加されました。

詳細については [🔍 有期労働契約 ルール](#) [検索](#)



X 働き方・休み方改善コンサルタントを活用しませんか？

企業の実情に応じた長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進の見直しにあたって、労働局の**働き方・休み方改善コンサルタント**を活用できます。

詳細については [🔍 島根労働局 働き方改革](#) [検索](#)



【問合せ・相談先】

島根労働局雇用環境・均等室 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5階

TEL 0852-31-1161

◆パワハラは TEL 0852-20-7009（総合労働相談コーナー）

◆助成金は TEL 0852-20-7007



島根労働局
公式キャラクター
しじろー

島根労働局
公式キャラクター
しじろーについては
こちらから

